

～高校生の保護者のみなさまへ～

保護者等の変更 について、ご連絡は お済みですか？



- 下記の日付以降に、保護者等の減少・増加・変更が発生している場合は、速やかに学校事務室までご連絡をお願いいたします。

- ・ **1年生** 令和7年4月2日以降
- ・ **2～3年生** 令和6年7月2日以降

※「保護者等の減少・増加・変更」については、ウラ面に説明がありますのでご参照ください。

- ご連絡いただいた後、就学支援金のお手続きや書類のご記入・ご提出をお願いする場合があります。

【ご連絡先】大阪府立汎愛高等学校 事務室

TEL：06-6961-0431 ※平日9時～16時30分まで



Q. なぜ学校事務室へ連絡する必要があるの？

- A. 高等学校等就学支援金を受給されている場合は、保護者等が変更した後も引き続き受給できるかを再審査する必要があるためです。
また、受給されていない場合も、保護者等の変更に伴い就学支援金の対象となる可能性があるため、必ずご報告ください。

詳細はウラ面へ！

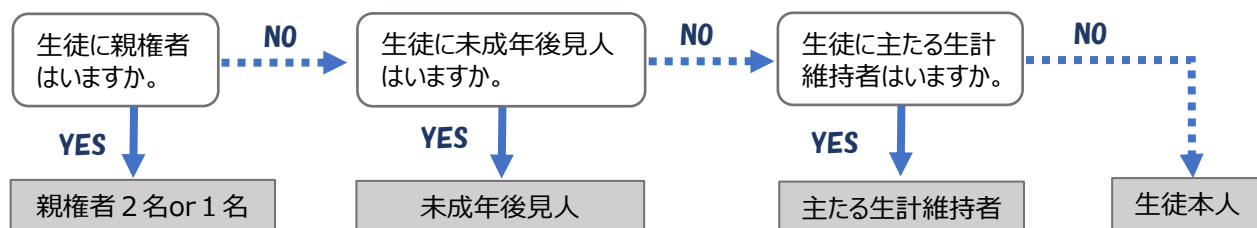


🔍 「高等学校等就学支援金」とは？

高校の授業料を国が生徒に代わって負担する、返済不要の制度です。保護者等（※）全員分の住民税を基にした基準額で判定されます。

申請を行い、認定された場合は、期間中の授業料が無償となります。

※就学支援金の支給額の判断基準となる者について



🔍 「保護者等の減少・増加・変更」とは？

減少	離婚や死別等により、保護者が 2 名から 1 名に減少した場合。
増加	養子縁組や実親同士の間婚等により、保護者が 1 名から 2 名に増加した場合。
変更	親権の移動、未成年後見人の選出、扶養状況が変わった等により、保護者が変更した場合。

🔍 「高等学校等就学支援金」7 月の手続きは？

令和 7 年 7 月 1 日時点の保護者等全員分の、令和 7 年度の住民税額を基に審査いたします。

審査のために、申請に必要な書類のご記入・ご提出をしていただきます。

必要な手続きについては、後日学校事務室よりお知らせいたします。

1 年生は 4 月の申請結果が出てからのお知らせとなります。

【就学支援金制度について】

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

◎大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>



学校からのお知らせ

ご質問やご相談があれば、汎愛高校事務室までご連絡ください。

大阪府立汎愛高等学校 事務室 （平日 9 時～ 16 時 30 分）

電話：06-6961-0431 or 06-6963-0511